

西牧地区まちづくりに関する方針

(1) まちづくりに関する方針

計画名称	西牧地区まちづくり計画
目標・テーマ	～水と緑に親しみ、安心・安全に暮らせるまち 西牧～ 西牧地区は、豊富なため池や広がりのある農地、美しい山林など、水と緑に恵まれ、集落部では落ち着きのある住環境が形成されています。また、神社仏閣をはじめとする歴史的資源や伝統行事も多く、地域の人々で大切にされてきました。 豊かな自然や、田園風景と調和した集落景観を守りながら、ゆとりある生活環境の整備を図り、安心・安全に暮らせる西牧のまちづくりを進めていきます。
過去最大人口	688 人（昭和 46 年以降でピークとなる昭和 54 年の人口） （参考）・688 人（S54 年）－363 人（令和 4 年）＝325 人

項 目	まちづくり方針	
1.集落環境の保全に関する事項	建物の高さについて	・10m（3 階）以下とする。
	汚水対策について	・下水道区域内については公共下水道へ接続し、下水道区域外については浄化槽で適切に処理する。 ・生活環境や農業環境への影響を防止し、周辺との調和を図る。
2.集落景観の保全・形成	地区景観計画（基準）の指定	・建物の形態・意匠は、周辺の風景や集落の景観と調和するものとする。 ・屋根は、勾配屋根を推奨する。 ・屋根や外壁には派手な色彩を使わず、田園風景に調和した落ち着いた色調のものとする。 （色彩の基準：マンセル表色系） ・色相 Y R・R 系は彩度 6 以下、Y 系は彩度 4 以下、その他は彩度 2 以下、色相 N は認める。 ・土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合及びそれに類似の材料等は、この限りではない。 ・土地に太陽光発電施設を設置する場合は、周辺環境との調和に配慮する。 ・奥の池や辻堂池からの眺望保全のため、ここからの見え方に配慮する。 ・緑と潤いある景観づくりに努める。

項 目	まちづくり方針	
3.公共施設の整備を図る取り組み	道路、公園・広場、排水施設、水路等の整備について	・県道等における歩行者の安全確保を図る。 ・町内の生活道路については、空き地化や建替え等の機会を捉えて順次改良（隅切り設置、離合帯設置、グレーチング設置等）を図る。 ・市道（２項道路）は、有効幅員 4mを確保するため、「狭あい道路の整備に関する協定書」等に基づき中心線から 2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。 ・子どもが安心して外遊びができる広場の整備（遊具、東屋の保守など）に取り組む。 ・水路・ため池の維持管理を図る。
4.その他の施設の整備を図る取り組み	・西牧公民館を交流の場として活用する。 ・西牧公会堂の土地・建物の有効活用 ・田園らしい風景の保全に取り組む（放棄田対策、太陽光発電施設対策等）	
5.安全安心対策	・不必要な通過交通（県道を迂回する車両等）に対して、交通安全対策を図る。 ・水路のフタ掛けや転落防止柵の設置など事故防止対策を図る。 ・空き地や空き家の適正な管理に努める。 ・鳥獣害対策を検討する。 ・防犯・防災対策を検討する。	
6.歴史を活かす取り組み	・大歳神社、称徳寺、藪ノ内地蔵堂などのまちに残る歴史的資源について周知し、保存・活用に取り組む。 ・大歳神社の階段や通路の整備・維持管理に取り組む。 ・内海敬十郎に関わる故事来歴（立派なクスノキなど）を整理・継承する。 ・祭りや伝統行事などを次世代に継承する。	
7.自然を活かす取り組み	・豊富な自然資源を活用し、ふれあいの場や機会を創出する（犬立池、辻堂池の桜並木や東屋、奥の池など）。 ・里山、ため池、田園風景などが一体となった自然を楽しみ心身の健康にもよい場や機会を創出する。	
8.地縁者の範囲	・地縁者の範囲は、北部４町（志方町、平荘町、上荘町、八幡町）の区域とする。	

（２）土地利用構想

ゾーン区分		整備イメージ
保 全 ゾーン	森林保全ゾーン	森林・里山などの大切な自然として保全するゾーン
	農業保全ゾーン	農振農用地区域などの今後とも農地を保全していくゾーン
開発許容 ゾーン	農住共存ゾーン	集落と農地が調和・共存する環境を維持するゾーン
	住工共存ゾーン	既存事業所の継続と集落環境との調和を図るゾーン